第

249

뮥

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 1月10日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

ョソ 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△7年度住民税特別減税の実施方法

Q:今年も特別減税があるそうですが、住 民税の特別減税について去年との相違点を教 えてください。

A:個人住民税の特別減税額は、6年度が ①所得割額×20%、②20万円のうちいず れか小さい金額であったのに対し、7年度は ①所得割額×15%、②2万円のいずれか小 さい金額とされています。

住民税の所得割は前年の所得を基礎に計算 されます。

特別減税の実施方法は、6年度と同様、① 給与所得者(特別徴収)、②事業所得者及び 公的年金受給者(普通徴収)のそれぞれにつ いて別々に定められています。

①については、6年度が「6、7月分」の 住民税を徴収しないことにより特別減税が実 施されましたが、7年度は「6月分」だけと なります。

6月分を徴収しないだけでは減税しきれないときは、減税しきれない金額を残り11カ 月分の住民税額から控除し、これを11等分 した金額を毎月納付することになります。

②については、6年度と同様の方法がとられ、6月分(第一期)の納付税額から特別減税額を全額控除し、その残額を納付します。

なお、7年度の特別減税額は、所得割の税率区分の見直し、基礎控除、配偶者控除などの各種控除額の引き上げにより、トータルでは平成6年度と同様、1兆6,000億円の減税となります。

